

第1回審査意見通知書本文

審査の結果、ここに下記の通り審査意見を提出する。

1. 請求項39～44は腫瘍の治療方法の保護を請求しているが、当該方法は病症の予防または治療を直接の目的としており、実施対象は生命のある人または動物であるため、特許法第25条第1項第(3)項の「疾病の診断および治療方法」の範疇に属し、特許を付与しない主題であり、許可できないものである。

2. 請求項1～24、33で保護を請求する主題は「組合せ」である。請求項は製品請求項または方法請求項を形成すべきであるが(審査指南第二部分第2章第3.1.1節および第3.2.2節参照)、前記請求項の主題の名称は保護を請求する技術態様の主題が製品であるのか方法であるのかを表しておらず、このためその主題の類型が不明瞭である。当該請求項が保護を請求する技術態様の主題の類型が不明瞭であるため、特許法実施細則第20条第1項の規定に合致しない。出願人は当該請求項の主題の名称を修正しなければならない。

請求項1が製品請求項であると理解されたとしても、請求項1は請求項が明細書に依拠していないため依然特許法を付与することはできない。その理由は次の通りである。請求項1では上位概念の「COX-2阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」を用いており、これらはそれぞれCOX-2阻害作用を有する化合物と、ヒストンデアセチラーゼ阻害作用を有する化合物の総称である。明細書に記載しているように、これら各々には多くの化合物が含まれるが、それぞれの物理化学特性、薬理作用は大きく異なっている。しかし本出願の明細書の実施例は、COX-2阻害剤の5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤のN-ヒドロキシ-3-[4-[[[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドの組成物が、マウスの腺腫の治療用であることを証明しているのみである。請求項1で用いている上位概念の「COX-2阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」は広い保護範囲を概括しており、メカニズムの論述によって両者の組合せを用いた内容が知られていることもないが、明細書に示された実施例では唯一の具体的な組成物が1つ与えられているだけである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様がその発明の目的を実現可能である

かを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって請求項1は明細書によって裏付けされていない。請求項1は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項2～4、6は請求項1の従属請求項であり、COX-2阻害剤をさらに限定している。しかし、これらの請求項が保護を請求する技術態様には上位概念「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」が尚含まれている。同様の道理で、これらの請求項はCOX-2阻害剤を限定しているが、上位概念「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」を用いており、保護を請求する組成物が広い範囲を包含するが、明細書には唯一の具体的な組成物が1つ開示されているのみである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様がその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがってこれらの請求項は明細書によって裏付けされていない。これらの請求項は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項7～18は請求項1の従属請求項であり、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤をさらに限定している。しかし、これらの請求項が保護を請求する技術態様には尚上位概念の「COX-2阻害剤」が含まれている。同様の道理で、これらの請求項はヒストンデアセチラーゼ阻害剤を限定しているが、上位概念「COX-2阻害剤」を用いており、保護を請求する組成物が広い範囲を包含するが、明細書には唯一の具体的な組成物が1つ開示されているのみである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様がその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがってこれらの請求項は明細書によって裏付けされていない。これらの請求項は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項5は請求項1の従属請求項であり、薬力学的指標を用いてCOX-2を具体的に限定している。しかし、薬力学的指標は化合物の固有の特性であるに過ぎず、こうした限定は請求項の保護範囲を不明瞭にする。したがって、請求項5は特許法実施細則第20条第1項の規定に合致しない。

請求項19～22、24、33は請求項1の従属請求項であり、前記「組合せ」の用途を限定している。製品請求項の用途の限定は、異なる技術的特徴とはならない。したがって、「組合せ」を製品請求項であると理解するとき、引用する独立請求項1が明細書によっ

て裏付けされていない場合、これらの従属請求項も明細書による裏付けがない。これらの請求項は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

3. 請求項25、26は、COX-2阻害剤をヒストンデアセチラーゼ阻害剤と組合せて腫瘍治療に用いることの保護を請求している。請求項25、26では上位概念の「COX-2阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」が用いられており、これらはそれぞれCOX-2阻害作用を有する化合物と、ヒストンデアセチラーゼ阻害作用を有する化合物の総称である。明細書に記載しているように、これら各々には多くの化合物が含まれるが、それぞれの物理化学特性、薬理作用は大きく異なっている。しかし本出願の明細書の実施例には、COX-2阻害剤の5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤のN-ヒドロキシ-3-[4-[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドの組成物が、マウスの腺腫の治療用であることが証明されているだけである。請求項25、26で用いている上位概念の「COX-2阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」は広い保護範囲を概括しており、メカニズムの論述によって両者の組合せを用いた内容が知られていることもないが、明細書に示された実施例では唯一の具体的な組成物が1つ与えられているだけである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様がその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって請求項25、26は明細書によって裏付けされていない。請求項1は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項27は請求項25または26の従属請求項であり、前記COX-2阻害剤およびヒストンデアセチラーゼ阻害剤をさらに限定している。ここではヒストンデアセチラーゼ阻害剤を請求項7~18のいずれか1項に記載のヒストンデアセチラーゼ阻害剤に限定しているが、請求項7~16に記載されたヒストンデアセチラーゼ阻害剤の一般式化合物はいずれも明確な母核化合物がなく、広い保護範囲を概括しており、前記一般式化合物の本出願実施例以外の全ての態様がいずれもその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって当該請求項は明細書によって裏付けされていない。請求項27は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

4. 請求項28はCOX-2阻害剤とヒストンデアセチラーゼ阻害剤からなる組成物の

保護を請求している。請求項 28 では上位概念の「COX-2 阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」が用いられており、これらはそれぞれ COX-2 阻害作用を有する化合物と、ヒストンデアセチラーゼ阻害作用を有する化合物の総称である。明細書に記載しているように、これら各々には多くの化合物が含まれるが、それぞれの物理化学特性、薬理作用は大きく異なっている。しかし本出願の明細書の実施例には、COX-2 阻害剤の 5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤の N-ヒドロキシ-3-[4-[[[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペナムイドの組成物が、マウスの腺腫の治療用であることが証明されているだけである。請求項 28 で用いている上位概念の「COX-2 阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」は広い保護範囲を概括しており、メカニズムの論述によって両者の組合せを用いた内容が知られていることもないが、明細書に示された実施例では唯一の具体的な組成物が 1 つ与えられているだけである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様はその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって請求項 28 は明細書によって裏付けされていない。請求項 28 は明細書に依拠しておらず、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しない。

請求項 29、30 は請求項 28 の従属請求項であり、前記 COX-2 阻害剤およびヒストンデアセチラーゼ阻害剤をさらに限定している。ここではヒストンデアセチラーゼ阻害剤を請求項 7～18 のいずれか 1 項に記載のヒストンデアセチラーゼ阻害剤に限定しているが、請求項 7～16 に記載されたヒストンデアセチラーゼ阻害剤の一般式化合物はいずれも明確な母核化合物がなく、広い保護範囲を概括しており、前記一般式化合物の本出願実施例以外の全ての態様がいずれもその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがってこれらの請求項は明細書によって裏付けされていない。請求項 29、30 は明細書に依拠しておらず、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しない。

5. 請求項 34、36 は COX-2 阻害剤、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤および使用説明書からなる製品の保護を請求している。請求項 34、36 では上位概念の「COX-2 阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」が用いられており、これらはそれぞれ COX-2 阻害作用を有する化合物と、ヒストンデアセチラーゼ阻害作用を有する化合

物の総称である。明細書に記載しているように、これら各々には多くの化合物が含まれるが、それぞれの物理化学特性、薬理作用は大きく異なっている。しかし本出願の明細書の実施例には、COX-2阻害剤の5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤のN-ヒドロキシ-3-[4-[[[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドの組成物が、マウスの腺腫の治療用であることが証明されているだけである。請求項34、36で用いている上位概念の「COX-2阻害剤」および「ヒストンデアセチラーゼ阻害剤」は広い保護範囲を概括しており、メカニズムの論述によって両者の組合せを用いた内容が知られていることもないが、明細書に示された実施例では唯一の具体的な組成物が1つ与えられているだけである。当該上位概念に概括される本出願実施例以外の他の技術態様がその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって請求項34、36は明細書によって裏付けされていない。請求項1は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項35、37はそれぞれ請求項34または36の従属請求項であり、前記COX-2阻害剤およびヒストンデアセチラーゼ阻害剤をさらに限定している。ここではヒストンデアセチラーゼ阻害剤を請求項7～18のいずれか1項に記載のヒストンデアセチラーゼ阻害剤に限定しているが、請求項7～16に記載されたヒストンデアセチラーゼ阻害剤の一般式化合物はいずれも明確な母核化合物がなく、広い保護範囲を概括しており、前記一般式化合物の本出願実施例以外の全ての態様がいずれもその発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがってこれらの請求項は明細書によって裏付けされていない。請求項35、37は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

請求項37は保護を請求する製品の用途をさらに限定している。製品請求項については、用途の特徴は異なる技術的特徴とはならない。したがって、引用する請求項34～37が明細書によって裏付けされていない場合、請求項37も明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

出願人は、本通知書が指定した回答期限内に、本通知書が提起した問題について逐一回答しなければならず、必要に応じて特許出願文書を修正するものとし、さもなければ本出願は認可され難い。出願人による出願文書の修正は、特許法第33条の規定に合致させる

ものとし、原明細書および請求の範囲に記載された範囲を逸脱することはできない。

意見陳述書本文

尊敬する審査官殿

出願人は、審査官が中国特許出願 02821463.3 に対してご提示された第 1 回審査意見通知書を真摯に閲読し仔細検討の上、特許請求の範囲を補正しました。ここに規定された 4 カ月の回答期限内に、下記の通り補正について説明し意見を申し述べます。

一、特許請求の範囲の補正

1. 原請求項 2 および 7 を原請求項 1 に組み入れ、補正後の請求項 1 としました。
2. 原請求項 5、6、22、23、25～27、29、35～37、39～44 を削除しました。

請求項に対する補正は、いずれも今回の審査意見通知書で指摘された欠点を解消するために行ったものであり、原開示範囲を逸脱しておらず、特許法第 33 条の規定に合致していることを指摘しておきます。

二、各条審査意見に対する具体的回答

1. 審査官は第 1 条の審査意見において、原請求項 39～44 で保護を請求する腫瘍の治療方法は、特許法第 25 条第 1 項第 3 号に規定する特許権を付与しない主題に属するため、許されないと指摘されました。これに対し出願人は、原請求項 39～44 を削除し、審査官が指摘された欠点を解消しました。

2. 審査官は第 2 条第 1 項および第 5 項の審査意見において、原請求項 1～24、33 は特許法実施細則第 20 条第 1 項の規定に合致しないと指摘されました。審査官の第 2 条第 1 項審査意見で指摘された、原請求項 1～24、33 で保護を請求する主題の類型が不明瞭であるという問題について、出願人は原請求項 1～24、33 の主題を製品請求項に改め、審査官の指摘された欠点を解消しました。審査官が第 2 条第 5 項の審査意見で指摘された欠点については、出願人が原請求項 5 を削除したことにより自然消滅しました。

3. 審査官は第 2 条第 2～4 項および第 6 項並びに第 3～5 条の審査意見において、原請求項 1～22、24～30 および 33～38 は明細書によって裏付けされておらず、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しないと指摘されました。これについて出願人は、原請求項 1～22、24～30 および 33～38 を補正しており、補正後の請求項 1～20、23～25 は明細書によって裏付けされていると考えます。理由は以下の通りです。

補正後の請求項 1 では COX-2 阻害剤が、式 I の化合物、その薬学的に許容される塩または溶媒和物、およびその薬学的に許容されるプロドラッグエステルから選ばれるもの

に限定され、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤が、式 I I の化合物またはその薬学的に許容される塩から選ばれるものに限定されており、このうち前記式 I 化合物が持つ母核構造は 5-アルキル置換 2-アリアルアミノフェニル酢酸であり、式 I I 化合物が持つ母核構造はヒドロキサム酸となります。特許法実施細則審査指南第二部分第 2 章 3. 2. 1 部分の「明細書に依拠」に関する記述によれば「請求項は通常、開示された 1 または複数の実施形態または実施例により概括されてなる。審査官は、請求項の概括が適切であるか否かについて、関連する従来技術を参照して判断するものとする」とされています。具体的に本出願では、明細書実施例 5 で、式 I 化合物の構造を有する COX-2 阻害剤 5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、式 I I 化合物の構造を有するヒストンデアセチラーゼ阻害剤 N-ヒドロキシ-3-[4-[[(2-ヒドロキシエチル) [2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドを組合せた結果を掲示しており、驚くべきマウスの腺腫ポリープの治療効果が示されています。従来技術（例えば米国特許 6, 291, 523 号）の教示によれば、COX-2 阻害剤は COX-2 の発現を抑制することができ、腫瘍細胞中にはしばしば COX-2 の大量発現が存在します。また従来技術によれば、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤（「HDAI」）はヒストンの酢化度を改変することにより、染色質構造を変えることができ、多種の遺伝子の発現に関与する；様々な腫瘍細胞の成長を阻害し、細胞の成熟分化を誘導し、癌細胞のアポトーシスを誘導し、腫瘍を治療する目的を実現する、と教示されています。さらに当業者にとって、構造上に同一の基本的核心部分を有する化合物の用途および効果はしばしば予測可能であることは周知であり、したがって請求項 1 で定義された COX-2 阻害剤とヒストンデアセチラーゼ阻害剤ヒドロキサム酸化合物の併用は、明細書に開示された内容から、当業者が直接的または概括的に得られる技術態様であり、したがって補正後の請求項 1 は明細書によって完全に裏付けされています。もし請求項 1 の組合せ製品を、具体的な COX-2 阻害剤 5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤 N-ヒドロキシ-3-[4-[[(2-ヒドロキシエチル) [2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドの併用製品だけに限定すると、出願人が得るべき権益は極めて大きな損失を受けることとなります。また、出願人が説明しておきたいのは、請求項 1 で定義された COX-2 阻害剤とヒストンデアセチラーゼ阻害剤の併用は、明細書で開示された内容から当業者が直接的または概括的に得られる技術態様

であるだけでなく、その効果も予め確定されかつ評価され得るということであり、このために出願人は、COX-2阻害剤5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤N-ヒドロキシ-3-[4-[[[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミド(その製造は実施例4参照)の併用結果をさらに提示しています。実験は、用いたヒストンデアセチラーゼ阻害剤が異なるほかは、実施例5と同じ方法で行っており、重複実験の結果は下に示した通りです。

(表)

上記からわかるように、補正後の請求項1~20、23~25の各請求項で保護を請求する技術態様は、いずれも所属する技術分野の技術者が明細書に開示された内容から直接的または概括的に得られるものであり、また明細書に記載された内容を逸脱しておらず、したがってこれらはいずれも明細書によって裏付けされており、特許法第26条第4項の規定に合致しています。

出願人は、上記補正および意見陳述により、本出願は存在した全ての欠点を解消したと思料しており、このため審査官には上記補正および意見陳述をご検討の上、本出願を引き続き審査されるようお願いいたします。審査官が、本出願には尚特許法および実施細則の関連規定に合致しない部分があるとお考えになる場合は、ご多忙中恐縮ですが、再度書面または電話にてお知らせいただき、出願人にさらなる意見陳述の機会を賜りたくお願いする次第です。

第2回審査意見通知書本文

審査を継続し、下記の通り意見する。

請求項1は明細書に依拠しておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。理由は次の通りである。

a. まず、第1回審査意見通知書および出願人の陳述からわかるように、本発明は、COX-2阻害剤の式Iの5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸と、ヒストンデアセチラーゼ阻害剤の式IIのN-ヒドロキシ-3-[4-[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドに基づく組成物であり、マウスの腺腫治療に用いる際に驚くべき治療効果を有することで、発明に創造性を持たせており、即ちこの2つの薬剤を組み合わせるときに予想外の作用が発生する。かかる事実および教示によれば、当業者はこの2つの薬剤と非常に似通った組合せも、こうした作用を有するかも知れないと考える可能性がある(こうした作用は最終的には実験による実証を要するが)。それは薬剤が体内で複数要素の影響を受けるために、組成物間の相互作用が予測困難であるということだけでなく、式Iと式IIの化合物は、出願人が記載した構造上に同一の基本的核心部分を有してはいるが、各種の異なる性質の違いが非常に大きい置換基の、基本的核心部分に対する影響が予測困難であり、化合物の構造と性質が大きく異なってしまい、その体内活性について予測がより困難になるからでもある。例えば式I化合物中のR^{*2}、R^{*1}およびR^{*6}で定義される置換基の母核心部分に対する影響は、R^{*2}、R^{*1}およびR^{*6}それぞれが示す基の母核心部分に対する影響とは異なり、また式IIの化合物で定義される各種置換基において、同じ位置の各置換基は構造上では完全に異なるものであり、式IIの化合物と、N-ヒドロキシ-3-[4-[(2-ヒドロキシエチル)[2-(1H-インドール-3-イル)エチル]-アミノ]メチル]フェニル]-2E-2-プロペンアミドとの間の相関活性は比較できないのである。したがって、請求項1の式Iおよび式IIの化合物には多くの異なる化合物が含まれ、式Iおよび式IIの化合物に概括される本出願実施例以外の全ての技術態様がこの発明の目的を実現可能であるかを、本出願文書に記載された唯一の具体的組成物の内容によって、所属する技術分野の技術者が予見することは困難であり、したがって請求項1は明細書に裏付けされておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

b. 式I化合物の溶媒和物およびその薬用プロドラッグエステルは、広い保護範囲を概

括しており、本出願文書に記載された内容によれば、5-メチル-2-(2'-クロロ-6'-フルオロアニリノ)フェニル酢酸は組合せに用いて驚くべき治療効果を有するが、その溶媒和物が形成可能であるか否かおよびそのプロドラッグエステルが母体化合物の活性を有するか否か、体内で分解して驚くべき治療効果を発生可能であるか否かは予見がさらに困難であり、換言すれば所属する技術分野の技術者は、式I化合物の溶媒和物およびその薬用プロドラッグエステルに概括される全ての態様が、その技術課題を解決するとともに同じ技術効果を達成可能であるかを予見することは困難であり、したがって、式I化合物の溶媒和物およびその薬用プロドラッグエステルは明細書に裏付けされていない。

c. 審査指南第二部分第10章4.2.3の組成物請求項のその他の限定の規定によれば、本出願の組成物は、権利付与可能な用途だけが十分に開示されており、したがって、当該組成物は用途を規定する形式で引き続き限定するべきであり、さもなければ請求項1は明細書に裏付けされず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

同様の道理で、請求項2～20、23～25は明細書に裏付けされておらず、特許法第26条第4項の規定に合致しない。

出願人は本通知書で指定した回答期限内に、本通知書が提起した問題に回答するものとし、出願人が出願文書を修正するのであれば、特許法第33条の規定に合致させるものとし、原明細書および特許請求の範囲に記載した範囲を逸脱してはならない。出願人が本通知書で指定した回答期限内に説得力のある理由を提出できない場合、本出願は却下されることもある。

意見陳述書付録

尊敬する審査官殿

審査官が本出願を継続審査され、出願人にさらなる補正と意見陳述の機会を与えられたことに感謝します。

審査官が指摘された、本出願請求項は明細書に裏付けされていないという問題に対し、出願人は原請求項 1～25 に替えて、新たな請求項 1～10 の採用を決定しました。新たに提出した特許請求の範囲において、出願人は用途を用いてその中の組合せ製品および組成物をさらに限定するとともに、COX-2 阻害剤およびヒストンデアセチラーゼ阻害剤をさらに限定し、かつ溶媒和物および薬学的に許容できるプロドラッグエステルの内容を削除しました。出願人は、本出願の現請求項で限定された式 I および式 I I e の化合物は非常に狭い保護範囲を限定しており、そこに含まれる化合物は、本出願実施例で用いられた具体的化合物の構造と非常に似ており、本出願の現請求項が保護を請求する組合せ製品および薬剤組成物の効果は、本出願の明細書で開示された内容によって、当業者が完全に予見可能であることを指摘しておきます。したがって、本出願の現請求項 1～10 は明細書に裏付けされており、特許法第 26 条第 4 項の規定に合致しています。

上述の通り、出願人は審査官が第 2 回審査意見通知書で指摘された全ての問題に回答しました。上記補正について、出願人は新たな特許請求の範囲を提出しました。審査官には新たに提出した出願文書をベースとして引き続き審査され、速やかに特許権を付与されたくお願いします。審査官が、本出願には尚特許法の関連規定に合致しない部分があるとお考えの場合は、再度書面または電話にて出願人にお知らせいただき、出願人にさらなる補正と意見陳述の機会を賜りたくお願いする次第です。

翻訳コメント

CN02821463.3

第1回審査意見通知書

	原文箇所		コメント
	頁	行	
①	3	7	「請求項1」は「請求項25、26」の誤りと思われましたが、原稿の記載通りに訳出しております。
②	4	下から 10	「請求項1」は「請求項34、36」の誤りと思われましたが、原稿の記載通りに訳出しております。
③	5	1~4	この段落の「請求項37」は「請求項38」の誤りかと思われましたが、原稿の記載通りに訳出しております。

第2回審査意見通知書

	原文箇所		コメント
	頁	行	
①	1	下から 12~11	「例えば式I化合物中の」で始まる一文には誤記があると思われる、意味が通じませんので、予測訂正して訳出しております。
②	1	下から 3他	「薬用プロドラッグエステル」は正しくは「薬学的に許容されるプロドラッグエステル」であると思われませんが、原文の記載通りとしております。

以上